

点検・評価結果

—教育委員会の活動状況について—

○ 教育委員会の活動状況について

教育委員会の概要

1 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置づけられ、本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した教育長及び5人の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に、教育委員会の事務局等（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行しています。

2 教育委員会の所管事務

教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

3 教育長及び委員の職務

教育長及び委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項等を審議しており、そのために教育現場の視察、意見・要望等聴取、教育関係の各種行事への出席、委員協議会（勉強会）等を行っています。

こうした活動を通じて、教育における政治的中立性及び継続性・安定性を確保するとともに、いわゆるレイマンコントロール^{注1)}により、広く県民の意向を反映した責任ある教育行政の実現を図っています。

4 教育長及び委員の構成

教育長及び委員は次の6人です。委員には保護者も含まれています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年であり、再任されることができます。

（令和2年3月31日現在）

職名	氏名	委員としての任期	職業
教育長	城戸 秀明	H26. 4. 1～R3. 3. 31（2期目）	
委員 (教育長職務代理者)	久保田 誠二	H24. 7. 16～R2. 7. 15（2期目）	農業
委員	宮本 美代子	H25. 7. 8～R3. 7. 7（2期目）	建築士
委員	前田 恵理	H28. 10. 17～R2. 10. 16（1期目）	会社役員
委員	木下 比奈子	H29. 8. 1～R3. 7. 31（1期目）	弁護士
委員	堤 康博	R1. 10. 17～R5. 10. 16（1期目）	医師

令和元年度 主な活動

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開催実績 計23回 <ul style="list-style-type: none"> ①定例会：12回、②臨時会：11回 ※うち移動教育委員会1回（県立小郡高等学校） ○ 議決事項 64件 <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針・計画の策定：5件、②人事案件：28件、 ③審議会委員等任命・委嘱：12件、④規則の制定・改廃：13件、 ⑤文化財の指定：2件、⑥その他：4件 ○ 協議事項 11件（人事案件等） ○ 報告事項 22件（条例改正、予算関係等） 定例会、臨時会の傍聴者数 23人（報道関係者を除く）
委員協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等 開催実績 14回、協議等件数 30件
学校訪問（学校行事・式典への出席、視察、懇談等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校行事・式典（創立記念式典、卒業式）への出席 ○ 校内視察、学校関係者との懇談、意見交換等（県立小郡高等学校） 訪問回数 延べ12回

学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事への出席（福岡県教育文化表彰式、とびうめ教育表彰式、茨城国体等） ○ 公安委員会、人事委員会との意見交換 <p style="text-align: right;">出席等回数 延べ6回</p>
総合教育会議 ^{注2)} への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「文化芸術振興」、「スポーツ振興」についての協議 <p style="text-align: right;">会議回数 1回</p>
他の都道府県との連携、情報交換の場への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策や予算の要望等のほか、「特別支援教育について」、「学校と家庭・地域社会の役割について」をテーマとした協議等 <p style="text-align: center;">九州地方教育委員協議会、教育委員総会 全国都道府県教育委員協議会、教育委員会連合会総会</p> <p style="text-align: right;">出席回数 延べ7回</p>

成 果

- ・ 教育委員会会議の開催については、定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行いました。会議の議題については、前年度と同様に、事前に送付された会議資料等により議題への理解を深めた上で会議に臨んでおり、事務局提案の原案についても県民の視点に立った議論を行いました。議案を承認する場合も、施策の改善点や要望等を明確に示しました。
- ・ 教育施策などの重要案件や条例・規則の制定、懸案事項等について、委員協議会において継続的に協議した上で、会議の議題として十分な議論を行うとともに、他県との研究協議事項や各種調査結果の報告などについても委員協議会で積極的に議論を行いました。
- ・ 教育現場の実情に応じた施策を展開できるように、移動教育委員会の実施や、県立学校における授業視察や教職員との意見交換を行うことで教育現場の実態把握や情報収集に努めるとともに、公安委員会、人事委員会との意見交換会を行うことで教育行政について共通理解、相互の連携を図りました。
- ・ 総合教育会議では、「文化芸術振興」、「スポーツ振興」について協議し、知事と意思疎通及び連携を図りました。
- ・ 教育委員会の情報発信について、移動教育委員会の様子を県のホームページに掲載して充実を図るとともに、速やかな情報発信を行いました。

課 題

- ① 教育委員会会議のさらなる活性化を図るとともに、県民の意向を反映した教育行政を実現するために、今後も教職員をはじめとした関係者との意見交換に努め、教育現場の実態把握等を継続して行う必要があります。
- ② 教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうために、今後も継続して積極的な情報発信等に努めていく必要があります。

対 応

- ① 教育現場の実態把握や関係者との意見交換の拡充を図るため、視察や、情報交換を充実するほか、関係団体が主催する協議会や研修会等に積極的に参加します。
- ② 教育委員会会議の議事録について、原則としてホームページで公開します。また、県民に分かりやすいホームページとなるよう構成や内容を整理し、速やかな情報更新を行い、今後も継続して教育委員会活動について積極的に情報を発信します。

注釈

注1) レイマンコントロール：住民による意思決定。専門家の判断のみによらずに、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督し、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現すること。

注2) 総合教育会議：①大綱（各地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。）の策定、②教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童、生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整するための会議。知事と教育委員会で構成され、知事が招集するもの。